

# 地方整備局営繕工事検査基準（案）

平成18年 5月 9日 国営設第 9 号  
最終改定 平成29年 3月29日 国営設第167号

この基準(案)は、地方整備局営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準(案)として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら(関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 地方整備局営繕工事検査基準（案）

### （目的）

第1 この基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日付け建設省厚第21号）第18の規定に基づき、地方整備局の所掌する営繕工事の請負契約に係る検査に必要な技術的基準を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### （検査の内容）

第2 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。

### （工事实施状況の検査）

第3 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。）と契約書及び設計図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

### （出来形の検査）

第4 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### （品質の検査）

第5 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書及び設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### 附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

別表

工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の 履行状況	契約書 設計図書 その他関係書類	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品・工事発生品の処理状況及びその他契約書等の履行状況
2 工程管理	実施工程表 その他関係書類	工程管理状況及び進捗内容
3 安全管理	契約書 設計図書 その他関係書類	安全管理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況
4 工事施工状況	施工計画書 その他関係書類	施工方法、関連工事との調整及び現場管理状況
5 施工体制	施工計画書、 施工体制台帳 その他関係書類	適正な施工体制の確保状況

注) この表において関連工事とは、施工上密接に関連する別契約の工事をいう。